

財務省告示第三百四十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百四十 十回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一〇一号）第十一 條第一項
三	発行方法	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行 額	額面金額で二千三百八十七億円
五	払込 金額	二千万円
六	額面金額の 種類	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種
七	発行 行	平成十四年八月二十日
八	発行 価格	額面金額百円につき百円五十二 銭
九	利率	年一・三パーセント
十	経過 利息の 払込み	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額及び登録金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{61}{365}$

十一 初期利息 平成十四年十二月二十日を支払

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	償 還 期 限	後 の 利 子 以 第 二 期 以

期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十四年六月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

平成十四年八月二十日